

## 調査の概要

- 令和3年4月6日付けで、全ての認定放送持株会社及び基幹放送事業者全580社に対して、外資規制の遵守状況について確認するよう要請。

### 【調査の概要】

・ 対象:	認定放送持株会社(10社)、特定地上基幹放送事業者(529社)、衛星基幹放送事業者等(41社)
・ 内容:	外国人等の議決権割合、外国人役員

- 必要に応じてその根拠となる資料の提出を求めるなど精査を行い、10月1日までに調査を完了。

## 調査の結果

- 過去に電波法及び放送法に定める外資規制に抵触していた事案が、新たに3件認められた。
- これらの3件に関して、再発防止を求める行政指導を実施。

### 【抵触していた事案の概要】

・ 石巻コミュニティ放送(株)	電波法第5条第4項第2号に規定する外資規制(外国人が特定役員となることの制限)に抵触。
・ (株)アニマックスブロードキャスト・ジャパン	放送法第93条第1項第7号に規定する外資規制(外国人が特定役員となることの制限)に抵触。
・ BS松竹東急(株)	

※1 それぞれの抵触時期は、公表することにより外国人の役員が容易に特定できることを防ぐため、非公表。

※2 石巻コミュニティ放送(株)の事案に関連して、過去の総務省の行政処分の審査において不十分な点があったことが認められたことから、同審査に携わった職員に対し、総務省訓令に基づく措置を実施。